

基本構想

I 全体の基本方針

池辺寺跡の特性や文化財としての価値を踏まえ、保存管理や整備活用に関する基本方針を次のとおり定める。

- 1 池辺寺跡を構成する要素を特定し、本質的価値を明確に把握する。
- 2 特定した要素に基づいて地区区分をおこない、その特質に合わせた保存管理の方法を定める。
- 3 池辺寺跡の一体的・恒久的な保存のために、周辺環境も含めた保存管理の方策を講じる。
- 4 段階的な追加指定と必要に応じて公有化をおこない、池辺寺跡の特質を生かした整備・活用を図る。
- 5 適切な保存管理と活用を継続するために、必要となる体制を整える。

なお、史跡に指定される範囲とは、遺跡保存のために現状が維持されるだけでなく、必要に応じて旧来の状態に戻し、公開・活用のために整備がおこなわれ、かつ望ましい姿で保存される範囲としなければならない。池辺寺跡については、現在も、指定すべき範囲を特定するために調査を継続しており、今後も段階的に追加指定をおこなうとともに、より望ましい保存管理の体制を築いていくこととする。

II 保存管理方針

史跡は、現在の史跡指定地、将来の追加指定地、史跡の周辺域に分けられる（第5図）。将来の追加指定地については、まだ範囲の特定ができていない。また、史跡を構成する要素としては、史跡の本質的価値を構成する要素と、本質的価値に関連する要素とに分けられる（表5・7）。さらに史跡の周辺域においても、その環境を構成する要素がある。

池辺寺跡の整備方針を定めるため、この構成要素ごとに本質的な価値や特質を明らかにし、それに基づいて、地区ごとの特性に応じた保存管理方針を定める（表6）。

なお、今後の整備事業による具体的な保存管理の方法については、本構想に基づいて基本計画を策定する。

1 指定地の保存管理

現在の指定地は、C地点の一部を除いて熊本市の所有地である。管理は、熊本市教育委員会が実施している。C地点指定地の南西隅1,129.94㎡が民有地で、現状は竹林及び未舗装の道路である。指定地内の2本の道路はいずれも私道で、小型車のみ通行が認められている。また、現在の管理方法としては、現状維持を目的とした作業をおこなっており、現状変更等の許可に関する取扱基準は一律で、遺構や地形の現状を変える行為は認めていない。また、自然災害やイノシシなどの被害に関しては、状況に応じて適切に対処している。

現在の指定地を遺構が存在する区域と存在しない区域に分類し、さらに、遺構が存在しない区域では、竹林、雑木林、道路、駐車場として利用している区域にそれぞれ区分し、それぞれの特性に応じた保存管理の基本方針を以下のとおり定める（表6）。

(1) 遺構が存在する区域

およそ東西55m×南北60mの百塔域では、石塁・石積みが露出状態にある。発掘調査で掘り下げた遺構間の土部分は、盛土をせずにシートをかぶせてあり、定期的にシート・土のう袋の交換をおこなっている。未調査部分と石塁・石積み内はシートと土のうで覆われておらず、シダ・カヤ・ヒサカキなどの草や低木が生えてくる。定期的に除草・伐採をおこなっている。未調査部分も広く、今後発掘調査の可能性がある。イノシシによる小規模な被害が多い。

百塔域以外の遺構は、地下に保存されている。土のう・山砂・発生土・シートを組み合わせる保護し、定期的にシート・土のう袋の交換、除草をおこなっている。未調査部分も多く、整備に伴い発掘調査が必要になると予想される。

遺構の保存を最優先し、整備においては遺構を展示する。

(2) 遺構が存在しない区域

①竹林

指定地の南側が竹林である。西道路の東側は市有地で、倒れた竹は片付けるように努めて、北側では竹生域が広がらないように、除草・伐採などの管理をしている。なお、道路西側は私有地である。

景観と現地形を保全する。

②雑木林

指定地の北側斜面が雑木林地で、放置した状態となっている。

景観保全に努め、整備においては必要に応じて防災措置等を施す。

③道路

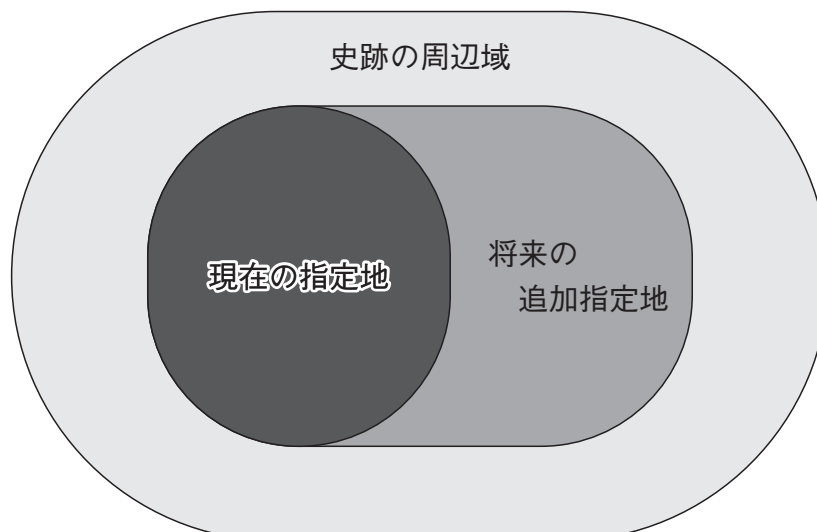
現状は私道で、小型車（2 t以下）の通行のみ認められている。東道路は簡易舗装で、一部遺跡を破壊して構築されている。西道路は、地形の改変はほとんどなく未舗装である。

東道路は道路を廃して地形復元をおこない、西道路は現状を維持する。

④駐車場として利用している区域

北側の公園造成時に土取り工事により削られた区域で、現在は仮設の駐車場とし調査事務所も仮設置している。定期的に除草を行っている。崖面は直角に近く、建物跡を削った部分は土のうを積んでシートをかけているが、それ以外は崖面が露出したままである。

崖面は崩壊の危険があり、整備において地形復元と防災措置を施す。



第5図：池辺寺跡の構成区分

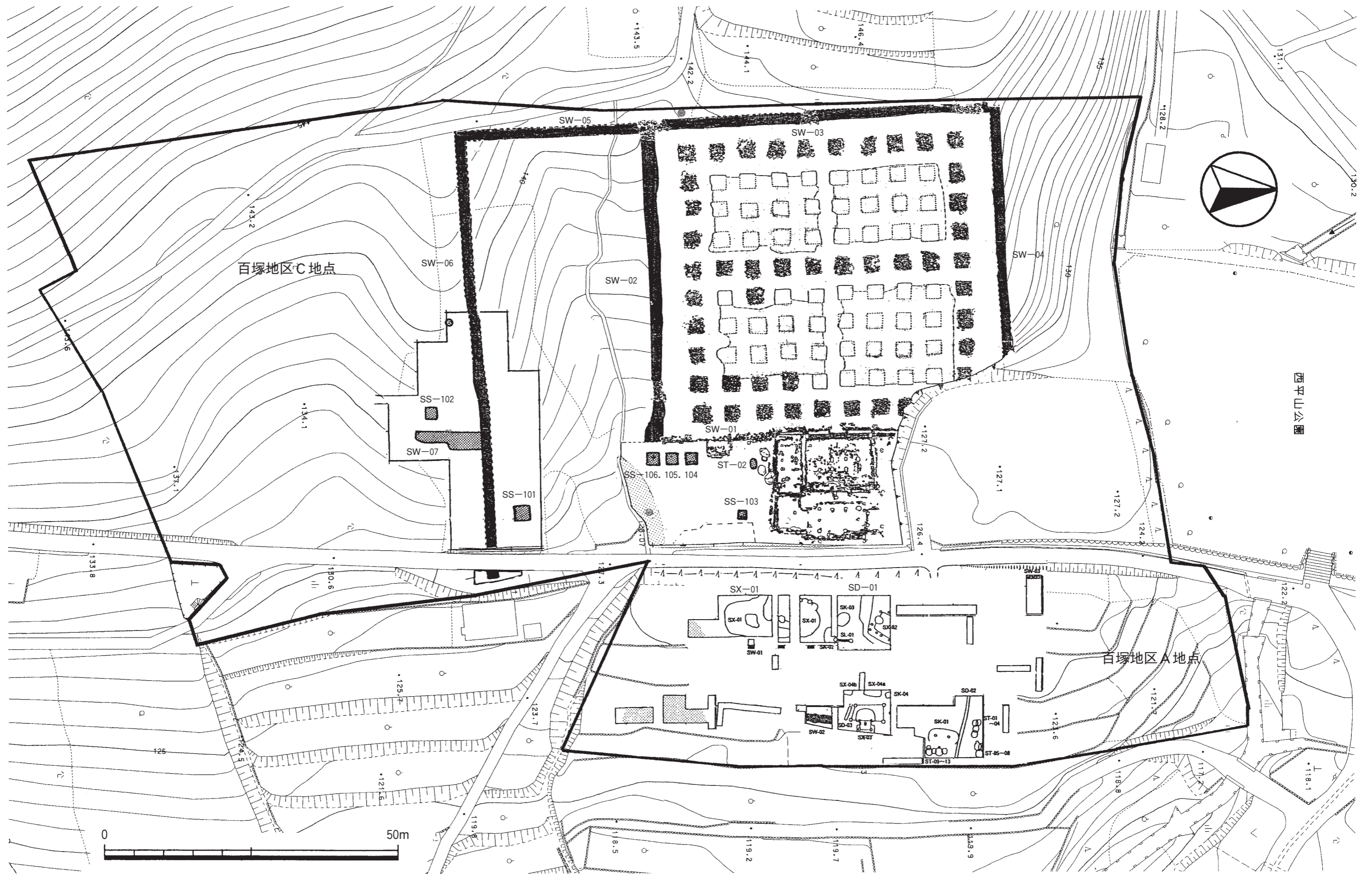
	本質的価値を構成する要素			本質的価値に関連する要素		
	歴史的要素	景観的要素	社会的要素	支える要素		損ねる要素
				景観的要素	社会的要素	景観的要素
現在の史跡指定地	礎石建物群 石塔群 石塁 石垣と階段 石積み遺構 庭園 鍛冶工房 祭祀遺構 土壙墓群 出土遺物	遺跡の立地 遺跡周辺の地形 山岳寺院の立地 遺跡からの眺望	池辺寺の伝承 池辺寺に関わる地名 池辺寺の継承 百塚の伝承	自然損害を防ぐ木々 遮蔽・憩い効果のある木々 野鳥の声 工作物の少ない景観	市民の高い関心 保存・公開への期待	木根の成長や竹林の拡大 倒木や枝の落下 イノシシによる被害 道路 危険な急崖 ブルーシートと土のう 発掘調査による石の山 畑の石垣
将来の追加指定地	9世紀代の山岳寺院 中世池辺寺の遺跡 塔心礎石 祭祀遺跡 参道・連絡路 金子塔 僧坊 石造物 出土遺物	遺跡の立地 遺跡周辺の地形 山岳寺院の立地 遺跡からの眺望	池辺寺の伝承 池辺寺に関わる地名 池辺寺の継承 地元での金子塔・石造物の 供養と管理	自然損害を防ぐ木々 遮蔽・憩い効果のある木々 野鳥の声 工作物の少ない景観 公園	市民の高い関心 保存・公開への期待	木根の成長や竹林の拡大 倒木や枝の落下 イノシシによる被害 畑の開墾・造成 畑の耕作 道路・建物・河川・電 柱などの工作物

	史跡の価値に関連する要素		その他の要素
	歴史的・社会的要素	景観的要素	景観的要素
史跡の周辺域	味生池推定地 石造物 伝世品 寺社・旧跡	竹林・植林地・雑木林・雑草地・果樹園・畑 数・種類ともに豊富な動物 里山の景観	多くの工作物 開墾・造成による地形の改変

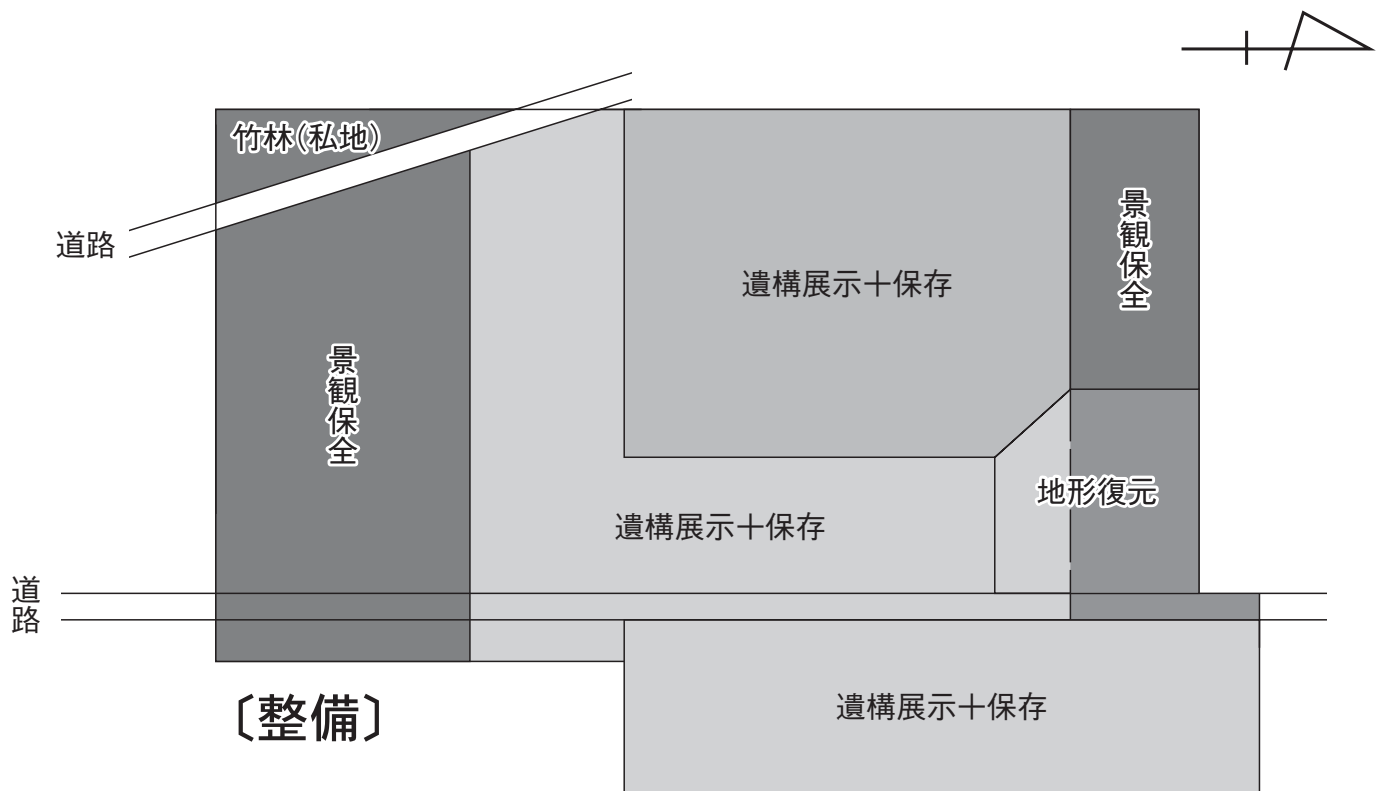
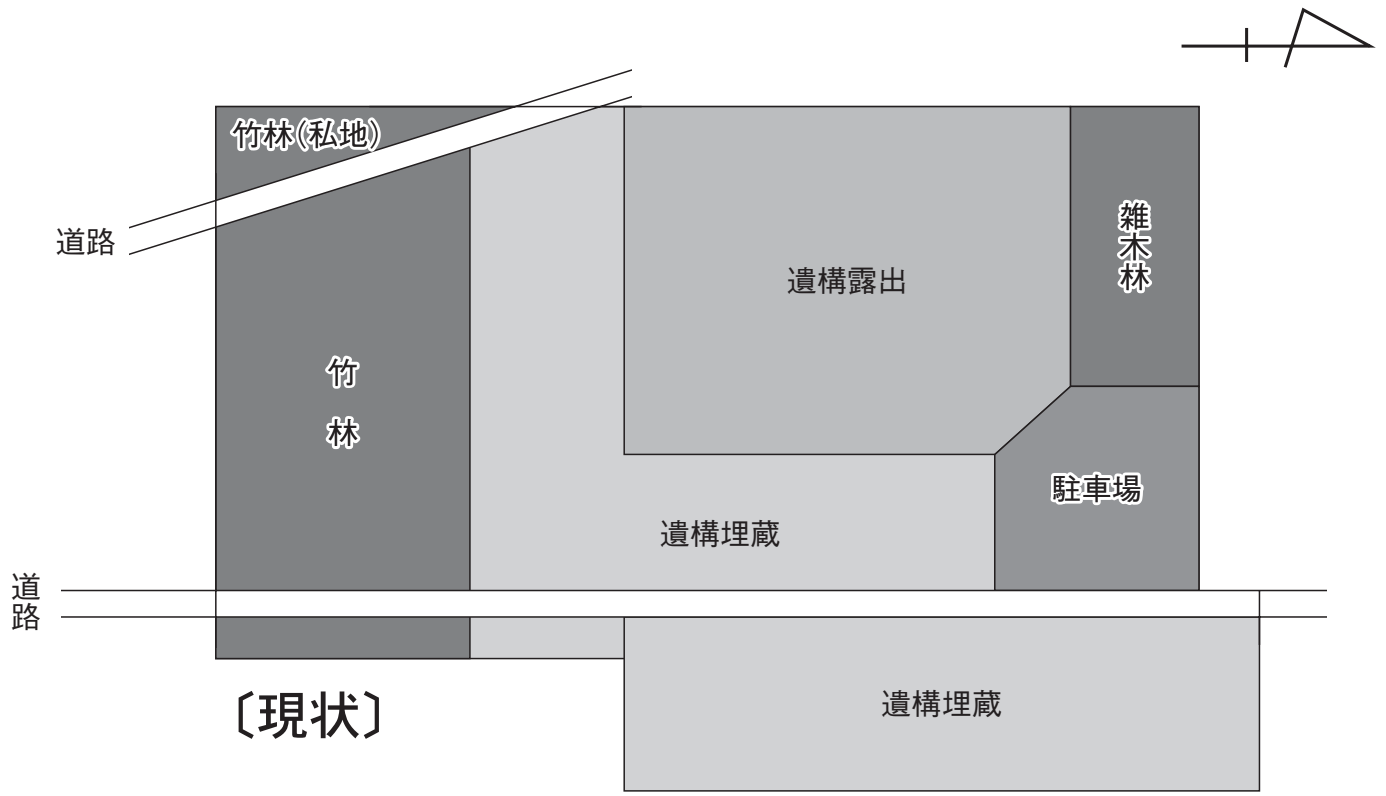
表5 構成要素の区分

地区区分	土地公有化	現状変更取扱	方針（整備時）	現状（整備前）	
遺構が存在する区域	遺構が露出した区域	済	現状維持	遺構保存優先。 遺構を展示。	百塔域の石塁・石積は露出状態。 土部分はシート。 定期的にシート・土のう袋を交換。
	遺構が埋まっている区域	済	現状維持	遺構保存優先。 遺構を展示。	地下に保存。 土嚢・山砂・シートで保護。 定期的にシート・土のう袋を交換。
遺構が存在しない区域	竹林	一部民有地	現状維持	景観と地形を保全。	遺構は存在しない。 倒竹の撤去。 竹生域の拡大を防止。
	雑木林	済	現状維持	景観保全。防災措置。	遺構は未確認。 現状維持。
	道路(東)	済	現状維持	移設して地形復元。	簡易舗装。遺跡を破壊。
	道路(西)	民有地	現状維持	現状維持。	未舗装。地形改変はほとんどなし。
仮設駐車場	済	現状維持	地形復元。遺構を展示。 防災措置。	遺跡は残存しない。 定期的に除草。	

表6 指定地の保存管理方針



第6图：百塚地区 遺構配置図



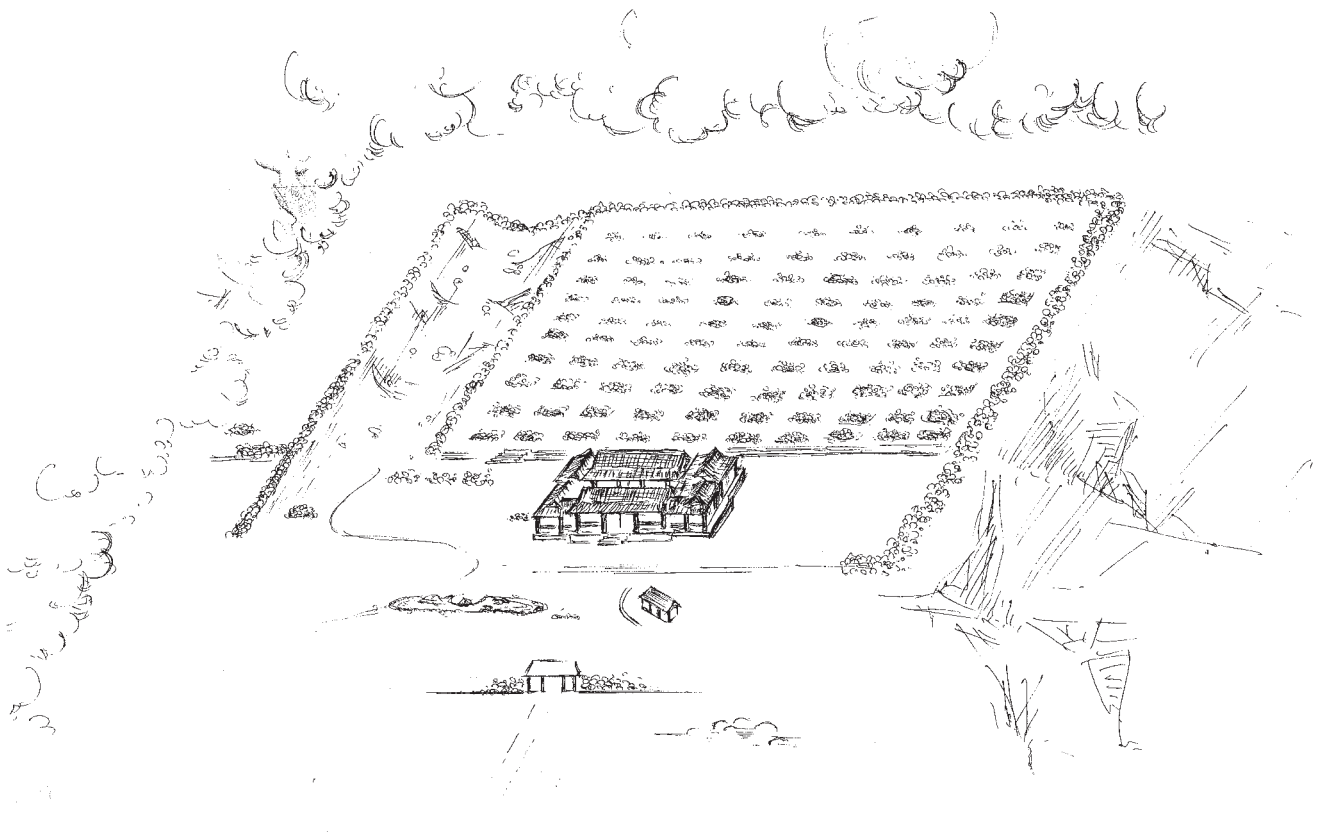
第7図：各区域の保存管理方針

2 周辺環境の保存と追加指定

池辺寺跡の一体的・恒久的な保存を図り、かつ、史跡の本質的価値を守るためには、史跡の周辺域を緩衝地帯（バッファゾーン）として認識し、その範囲内の景観保全も含めた保存管理の方策が必要である。周辺域は主に民有地であるため、地元の同意を得て景観保全の方策を講じる。

また、今後の調査の進展を経て、段階的に追加指定を行う。現在、追加指定としては、百塚地区を中心に前原（まえのはる）地区・烏帽子地区・金子塔地区などを含む広い範囲を想定しており、可能な限り公有化して必要な整備をおこなうこととしたい。なお、追加指定はまとめておこなうことが望ましいが、緊急な場合や同意取得の状況によってはさらに段階的に指定していくことも視野に入れる。他地点では、今後十分な調査を実施し、その成果をもって指定の検討を実施する。

追加指定後においては、指定地内での土地の使用状況・所有や整備計画を考慮して、現状変更等の取扱い基準を定めることとする。



第8図：百塚地区復元想定図

Ⅲ 整備の基本方針

池辺寺跡の適正な保存・活用を図るため、今後の整備にあたっては、遺跡を適切な状態で恒久的に保存し、周辺域も含めて自然豊かな歴史的環境の保全を図るとともに、遺跡の本質的価値やそれに関連し支える要素を損ねることなく、遺跡の復元整備や周辺環境の施設整備を段階的に実施する。

また、自然・歴史・郷土に対する市民の意識高揚のため、遺跡の積極的な活用を図ることとし、歴史学習の拠点としての整備に取り組む。

具体的な整備事業の推進にあたっては、事前に適切な調査を実施してその成果を踏まえるとともに、保存整備検討委員会の意見を十分に尊重し、庁内関係部局・各種関係機関・地元とも十分協議して合意形成に努めながら取り組むものとする。

1 整備の基本的な考え方

(1) 遺跡・環境の保存

遺跡については、史跡の本質的価値の主体であり確実な保存をおこなう。加えて、池辺寺跡は、壮大な規模と独自性の高い構成によって全国的にも貴重な平安時代前期の山岳寺院跡であり、本市の財産として、将来にわたって適正な状態のもとに維持できるよう努める。

併せて、山寺のたたずまいを保全するため、史跡周辺の緑豊かな自然環境の維持・増進を図るとともに、史跡指定と公有地化の拡張に努めるなど、周辺区域と一体となった整備に取り組む。

(2) 整備方法

遺跡の復元整備にあたっては、史跡の本質的価値を損なわないように十分に配慮するとともに、池辺寺跡の理解を深めるためにわかりやすい遺構や地形の復元・整備に努める。なお、本遺跡については、保存・整備を要する対象範囲が広いため、段階的な整備を実施し、その際には、各地区において、歴史的、社会的、自然的な側面から必要な事前調査を実施する。

また、遺跡の積極的な活用を図るために、古代山岳寺院の歴史的環境を体感できる場として、また歴史学習の拠点として整備を実施する。その際には、遺跡景観を損なわないように十分考慮する。

2 区域別の整備

ここでは、区域ごとの整備の基本方針を定める。

区域の分類は、整備の主な対象となる史跡指定地（既存の指定地及び今後の調査等によって範囲が決定される追加指定地を含む）と、指定地以外で、保存整備事業に伴う景観保全や活用・運営のために整備が必要な区域とする。

(1) 既存指定地

遺跡の恒久的な保存を前提に遺構をわかりやすく展示することとし、当時の施設構成と周囲の環境を想定して、必要な旧地形を復元し、遺構が存在しない区域では緑地を保全する。また、景観に十分配慮しながら、指定地とその隣接地に見学者のために必要な便益施設・案内施設を設置する。

(2) 追加指定地

十分な調査を実施し、必要に応じ追加指定を図る。その際には可能な限り公有地化を図るととも

に、必要な整備を実施する（整備方針としては、指定地と同様）。

(3) 未指定地

地元の同意を得て景観保全の方策を講じる。景観や環境に十分な配慮をしながら、連絡路・駐車場や資料館などの活用・運営に必要な施設を設置する。

3 段階的な整備

現在、史跡池辺寺跡として指定されているのは百塚地区C・A地点の約1.8haであるが、これまでの調査によって周辺地区にも同時期の施設群が存在し広域におよぶ遺跡であることがわかっている。そこで、史跡指定および公有化によって保存整備を実施すべき地区やその範囲を特定するための調査を継続実施するとともに、段階的な追加指定をおこなう。

一方、現指定地である百塚地区においては遺構の保存に課題が多いことから、今後、適切な保存管理のためには、特にC地点にて早急に整備事業を実施する必要がある。

このようなことから、以下のとおり、現指定地の整備を優先しながら、今後の段階的な追加指定地にもあわせて段階的な整備を実施していくこととする。

(1) 短期整備【百塚地区C地点の整備（概ね平成19年度～平成23年度）】

現指定地である百塚地区では、特にC地点において遺構の保存に課題が多いことから、必要な調査を実施した上で、最優先として取り組むこととする。

また、金子塔の保存・整備も緊急性が高く、調査結果を踏まえ、必要な整備をおこなう。

(2) 中期整備【百塚周辺地域の整備（概ね平成24年度～平成28年度）】

指定地である百塚C地点東側のA地点も一連の施設として捉えられるが、間に私道があり、営農に欠かせない道路として使用されている。この道路はC地点の伽藍とA地点の庭園を分断しており、両地点を合わせた整備を実施するためには道路移設と地形復元が必要である。また、A地点はC地点に比べて遺構の保存状態が良い。

そこで、道路移設を含めたA地点の整備は中期整備とする。

なお、百塚地区B地点・烏帽子地区・前原地区から金子塔地区といった百塚地区の周辺域も、百塚C・A地点と一連の遺跡であり、中期整備として位置付けるが、現在は未指定地であることから、今後具体的な整備計画の策定に併せ追加指定の範囲を検討し、追加指定の手続きを進めることとする。

(3) 長期整備【池辺寺跡の総合的整備（概ね平成29年度～平成33年度）】

百塚地区から離れた堂床地区・馬場上地区・池の上地区などについては、将来的には、百塚地区に関連する拠点あるいは展望・散策の拠点としての整備を図る。いずれも未指定地であるため、追加指定の措置を経て整備の対象となる。飛び地としての拠点指定か、連続する広域指定かで将来の環境保全のあり方に違いが大きい。

IV 整備の具体的な進め方

1 短期整備

(1) 遺構の保存と展示

百塚地区C地点においては、遺構が存在する範囲は遺構を展示する区域とするが、遺構の保存を最優先にしながら、見学者が遺構の特徴を容易に理解でき、周囲を含めた景観によって池辺寺の雰囲気を感じることができるような整備を実施する。

しかしながら、遺構の保存が前提であるため全ての遺構を露出させて展示することは難しく、また元来の状態に復元するなど展示方法の工夫も求められる。

そこで、各遺構の特質に応じて、埋め戻し保存・復元展示・露出展示など具体的な整備方法の組み合わせを選択することとし、各遺構の整備方法については、保存整備検討委員会において協議をおこなうものとする。

(2) 整備にあたっての留意点

建物群と周囲の雨落ち溝は、寺としての印象を最も明確に示すものであり、見学者にとってわかりやすい表示でなければならず、また、基壇周囲の雨落ち溝は、当時の姿を表示するとともに排水溝としての機能も備えていなければならない。

特に、本堂と石垣の間にある溝と階段周辺の細かな造りは池辺寺独特のものであり、特に優れた遺構であることから、保存に細心の注意を払いつつ、展示の核となる整備が求められる。また、石塔群は広い斜面にあるため、排水や地盤の保全が課題であり、保存管理のための工夫が求められる。池辺寺の最も特徴的な遺構群であり、遺構の景観とともに遺構からの景観も重視しなければならない。

また、遺構が存在しないと思われる急傾斜の北側雑木林や南側竹林などは緑地とし、必要な防災工事を行い、現在駐車場および調査事務所として使用している区域では、防災工事とともに地形と遺構の復元をおこなう。

なお、本格的な地形復元は、道路移設後となる。隣接する百塚A地点においては、主要遺構の表示をするなどの環境整備にとどめておく。

金子塔においては、塔の保存整備を対象とする。

(3) 便益・案内施設の設置

出土遺物や池辺寺関連資料などの展示案内施設は、池辺寺の理解や関心を深め周知や活用の幅を広げるために必要不可欠な施設であり、特に、現地にて遺構の実物展示ができない部分があることや、他の地点の整備が遅れることを考えると、それらを補完するための設備が必要である。また、指定地内および隣接地における便益・案内施設の設置は、景観に十分配慮しながら必要最小限にとどめることとする。

C地点建物群の理解を容易にするためには、建物の復元展示が必要であるが、建物の現地復元は困難なため、模型復元での対応が考えられる。なお、模型を展示する場合、地形模型も含めどの範囲の模型を作るかによって模型の大きさや縮尺が異なり、また、屋内・屋外のどちらに設置するかによって素材も異なることから、今後、活用方法に応じて検討することとする。

また、見学者の休憩設備やトイレ等の設置については、見学路・駐車場の位置と景観等を配慮し検討する。

2 中・長期整備

(1) 中期整備（百塚周辺地域の一体的整備）

百塚A地点指定地は、調査後すぐに土のうと発生土で埋め戻しているため、崩壊の危険は少ない。いずれの遺構も復元展示をおこない、庭園としての景観と機能を演出する。道路を移設した場合には地形の復元もおこない、C地点と一体となった整備を実現する。

百塚地区・前原地区・烏帽子地区とその北西側の山頂（赤羽毛山^{注5}）から金子塔周辺の範囲は、追加指定後に整備を実施する。烏帽子地区・山頂・百塚地区・金子塔地区で、ポイントとして遺構展示を主とする整備をおこない、各地区で確認された参道跡を遊歩道としてつなぐ。

前原地区で見つかった参道は、百塚地区の正面に出た時、西に見上げると整備された百塚地区とその背後の山が見え、百塚地区への経路としての活用はもとより、その景観も史跡として保全されるべきものであることから、広域で一括的な指定が困難な場合でも、地元合意のうえで法規制を設けるなどを検討する。

また、近年は、雑木林に竹が広がり、国有林地は風倒木で荒れ放題になっており、緑地として保全する区域も、防災や管理のために多少の工事は必要と思われる。

遊歩道の起点には見学者用の駐車場が必要で、その規模は大型車両の進入計画と合わせて検討する必要がある。

注5：百塚地区背後の山を、地元では「あかはげ」と呼んでいたらしい。漢字はわからないとのことだが、『池水樵語』という近世の書物に「赤羽毛山」の地名が記載されている。

(2) 長期整備（池辺寺跡の総合的整備）

堂床地区などの百塚地区と同じ時代の施設群の所在地や、馬場上地区や池の上地区など今後の調査によって池辺寺跡が発見された場合には、適宜範囲を確定して指定措置をとることになる。飛び地としての拠点指定か連続する広域指定かによって、環境保全のあり方に違いがあるが、飛び地となった場合は各指定地を周囲の山々が囲むような状況になり、池辺寺跡の一体的・恒久的な保存のために、史跡の周辺域を緩衝地帯（バッファゾーン）として認識し、その範囲内の景観保全をおこなっていく。

堂床地区では遺構はほとんど残存していないが塔心礎石が残っており、塔跡として保存整備をおこなう必要がある。また、味生池や馬場上地区などの他地区を望むことができる。馬場上・来迎院地区は池辺寺に関連すると思われる遺構が残っており、今後の調査の成果によるが、部分的な遺構展示あるいは展望所として整備したい。加えて、現在、熊本県が高規格自動車道「(仮称)西環状道路」の建設を進めているところであり、遺構や景観への十分な配慮を求めていくこととする。

池の上地区では、まず現池上神社周辺の石造物を保存しなければならない。この区域は資料館建設の候補地でもある。ここに資料館を建設し、現在公民館や県立美術館に保管されている仏像・寺宝類、調査で出土した遺物を総合的に展示・収蔵することが望ましい。なお、仏像・寺宝類については、県指定あるいは市指定文化財となっているものが多く、修復など保存のための十分な措置を施していく。

池の上地区はバス停から徒歩1～2分と近く、公共交通利用者にも便利である。池上神社から百塚地区までは、さらに上り坂を30～40分歩かなければならないことから、公共交通機関などの交通アクセスの整備にも取り組む。

他にも、東平山（ひがしたいらやま）地区・独鈷山など今後の調査によって整備の対象とすべき箇所が増える可能性がある。これらの各地区を整備するためには追加指定が望ましく、そのために必要に応じ確認調査を実施する。

なお、具体的な整備計画やスケジュール等については、今後、本構想に基づき、基本計画等を策定する中で定めることとする。

全体構想図

- 中期整備 (概ねH24° ~ H28°)**
- ① 百塚A地点の遺構保存と展示
 - ② 展示案内施設の設置
 - ③ 遊歩道の整備
 - ④ 道路の移設

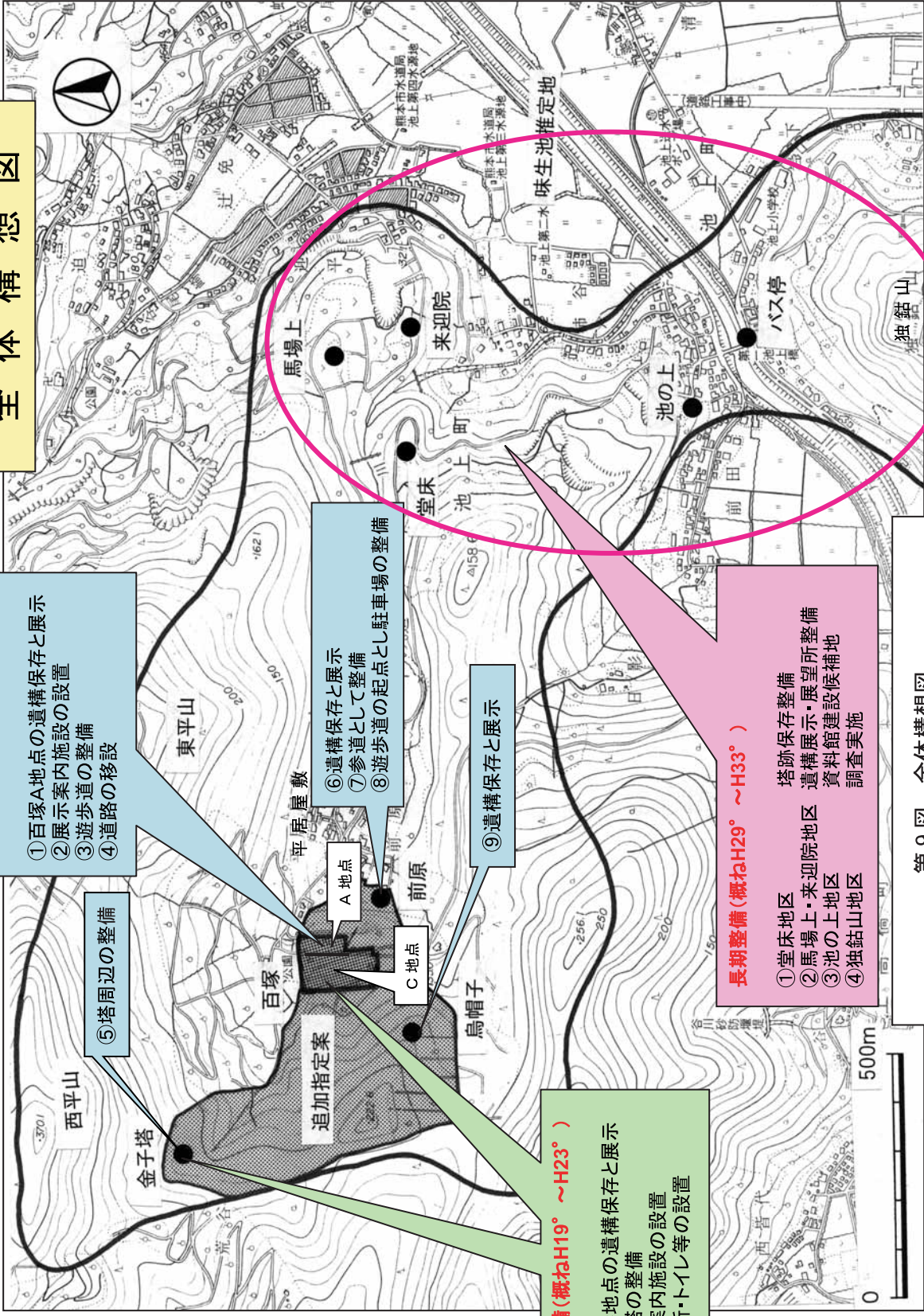
- ⑤ 塔周辺の整備

- ⑥ 遺構保存と展示
⑦ 参道として整備
⑧ 遊歩道の起点とし駐車場の整備

- ⑨ 遺構保存と展示

- 短期整備 (概ねH19° ~ H23°)**
- ① 百塚C地点の遺構保存と展示
 - ② 金子塔の整備
 - ③ 展示案内施設の設置
 - ④ 休憩所・トイレ等の設置

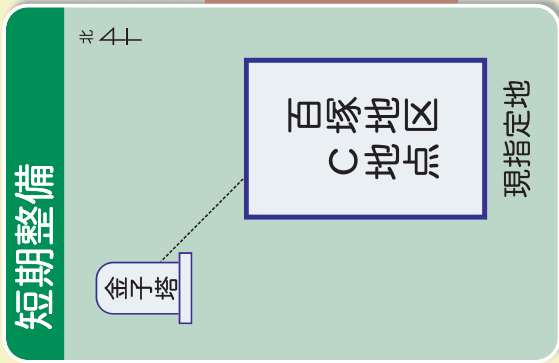
- 長期整備 (概ねH29° ~ H33°)**
- ① 堂床地区
塔跡保存整備
 - ② 馬場上・来迎院地区
遺構展示・展望所整備
 - ③ 池の上地区
資料館建設候補地
 - ④ 独鈷山地区
調査実施



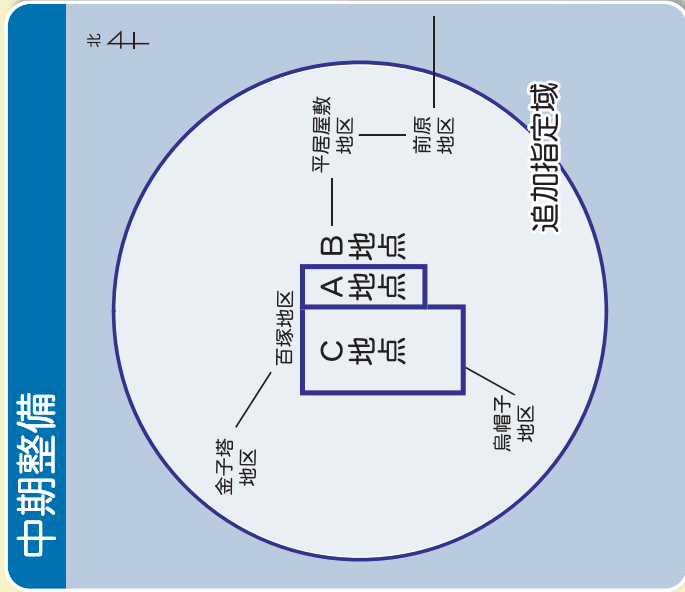
第9図 全体構想図

段階的整備の方針

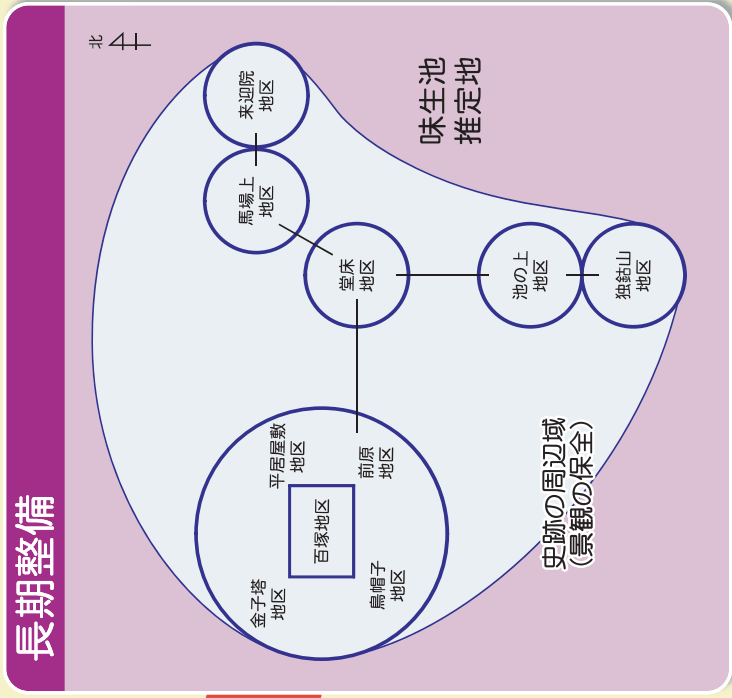
短期整備



中期整備



長期整備



現在の指定地



将来の追加指定地

第10図 段階的整備の方針

V 管理・運営

1 連絡調整

現在、市教育委員会を主体とした連絡会議において、行政計画や関連法規の協議・調整を実施しており、今後も継続していく。

更に、今後、本整備構想に基づき、具体的な整備事業を立案・実施するにあたっては、都市計画・建設・土木・公園・道路・河川・農政・観光・害獣駆除・学校教育など、熊本県・市の関係各部署と連携していく必要があり、その体制整備に取り組む。

また、地元との連携も重要であり、現在、地元の代表として平地区・池の上地区の自治会や池辺寺跡財宝管理委員会から代表者を募り、連絡会議を実施しており、今後も継続し、そこでの提言や検討結果を保存整備検討委員会での協議に活かしていく。

さらに、活用案の検討などにあたっては、必要に応じワークショップなどを開催するなど、幅広い市民意見の聴取に努める。

2 整備後の活用と管理・運営

今後、池辺寺跡が永く適切に保存・継承されていくためには、地元住民や関係者はもとより、多くの市民に愛着を持ってもらうことが不可欠であり、このため、池辺寺跡を広く市民に周知するとともに、多くの人に訪れていただけるよう効果的な活用に取り組む必要がある。

そこで、整備においては、「遺構をわかりやすく復元整備し、池辺寺跡の特性が理解できる」こと、「景観を保全し、山寺の歴史環境を体感できる」こと、この2点を基本とし、歴史・文化の学習だけでなく、金峰山周辺では九州自然歩道として登山道や観光スポットの整備も進んでおり、金峰山少年自然の家を利用した学校教育活動も盛んにおこなわれていることから、観光や学校教育などとの連携に取り組んでいく。

加えて、その実施にあたっては、地元住民や市民団体等の積極的な参画の下で展開する。

また、管理・運営体制としては、熊本市教育委員会が主体となるが、日常管理・学校教育・生涯学習・イベントなど、具体的な場面においては、地元や市民団体などによる運営を検討する。

表7 史跡池辺寺跡を構成する要素とその状況

	要素の種類	項目	状況
現在の史跡指定地	1 本質的価値を構成する要素		
	池辺寺跡百塚C地点の指定理由（平成9年9月11日付け文部省告示第164号） 熊本市西部の平地に近い山中に、9世紀の前半から10世紀にかけて営まれた寺院跡。付近にある「金子の塔」と呼ばれる石製塔婆の碑文から、寺の名称が「池辺寺」であったことが分かる。主な遺構には、礫を積み上げた石塔100基とその前面中央に営まれた四棟の礎石建物がある。これは他に類例を見ない池辺寺独自の遺構であり、山中に営まれた数多くの古代寺院の中でも際だった独自性をみせる貴重な遺跡であるので、史跡に指定して保存を図るものである。		
	池辺寺跡百塚A地点の追加指定理由（平成14年3月19日付け文部科学省告示第43号） 熊本市西部の丘陵内に立地する、特異な古代山岳寺院跡である。規則的に配置された100基の方形の石積みを背後にもつ寺院跡で、今回、既指定地に隣接した庭園や祭祀遺構を追加指定するものである。		
	(1) 歴史的要素	①礎石建物群	百塚地区C地点の礎石建物群は、当時の建築遺構として構造・配置ともに貴重な事例で、特に中央建物の埦敷きの床や精巧な造りの溝・雨受け・階段など個性的な構造を良好に残している。配置は延暦寺根本中堂と類似している。
		②石塔群	礎石建物群の背後にある石積み群は、「金子塔」碑文に記された「百塔」と考えられる。東西約55m×南北約60mの広い斜面に、10列×10列の100基が整然と配置され、池辺寺跡の遺構・遺物の中で最も特徴的なものといえる。
		③石塁	石塔が配置された区域や尾根などでの区画を示す遺構は、土塁ではなく石塁が構築されている。石をふんだんに使う、池辺寺ならではの遺構である。
		④石垣と階段	礎石建物群のある区域と石塔の配置された区域の間は石垣が構築され、階段が設置されている。階段は2か所現存するが、本来は3ヶ所と思われる。
		⑤石積み	百基の石塔の他にも、方形の石積み遺構がある。大きさ・構造に違いがあり、異なる機能と考えられるが、特定はできていない。
		⑥庭園	百塚地区A地点には園池があり、池を配した庭園をもつ寺であった。
		⑦鍛冶工房	鉄製品を製作する一時的な工房と考えられる。9世紀後半期で、建物補修のためであろう。
	⑧祭祀遺構	60点の土師器坏が埋納されていた。「友」あるいは「祓」の墨書が多数残る。	
	⑨土壙墓群	多くは土葬墓であるが、1基のみ火葬墓の可能性があり。竪穴状遺構を伴っている。出土遺物：各遺構・耕作土からは多量の遺物が出土している。土器・瓦ともに古代肥後の編年の軸となる良好な考古資料である。	
	⑩出土遺物	各遺構・耕作土からは多量の遺物が出土している。土器・瓦ともに9世紀代のもので、古代肥後の編年の軸となる良好な考古資料である。	

	要素の種類	項目	状況
現在の史跡指定地	(2) 景観的要素	①地形	遺跡は緑豊かな山に囲まれ、山岳寺院らしい景観を呈している。谷の奥に百塚地区が位置し、両側や手前の尾根に関連する遺跡がある。
		②眺望	百塔から東に開いた谷への眺望は壮大である。周辺の高台からは、百塚地区を含めた山岳寺院としての池辺寺跡全景を望むことができる。
		③立地	味生池をはさんで池辺寺跡の対岸には万日山がある。その東側には二本木遺跡群（国府推定地）があり、池辺寺跡とは直線で3 km強の近い位置にある。
	(3) 社会的要素	①伝承	池辺寺は、味生池にまつわる「龍と池辺寺」の伝承が広く知られ、古くから多くの人の関心をひいてきた寺である。近世地誌には百塚地区は「いにしへの池辺寺の場所として伝えられてきた」と記され、現代でも同C地点は「侍の塚があるから開墾してはならない」との言い伝えで残った遺跡である。
		②地名	池辺寺に関連する地名がいくつも現存している。池上町および池辺寺の「池」は「味生池」のことである。「百塚」は通称地名であるが、古くは17世紀の地誌に記載されている。金子塔碑文にある「百塔」にちなむ地名であろう。
		③継承	池辺寺は明治時代初期に廃寺となったが、その後も地元（池辺寺跡財宝管理委員会 ^註 ）において仏像や寺宝類が保存され、法会（観音祭）や普及活動が継承されている。 注：明治時代後半、廃寺後の土地所有者らで構成され、仏像や寺宝の管理・買戻し・修復、仏像の供養などを行ってきた。現在は平地区の代表者も委員とし、毎年の観音祭などを通じて伝承遺物の公開や子供たちへの教育・普及活動を続け、平成15年度には熊本県文化財功労者表彰を受けている。
2 本質的価値に関連する要素			
現在の史跡に存在し、史跡の本質的価値を構成する要素以外の要素が、直接または間接的に本質的価値に関連する要素といえる。それらは本質的価値を支える要素と、本質的価値を損なう要素とに分けられる。			
(1) 本質的価値を支える要素			
a 景観的要素	①植物	史跡内の植生は、竹林・雑木林・雑草地である。これらの植生は、遺跡に対して風雨や直射日光による損害を防ぐ役割を果たしている。視覚的には、見学者に安らぎを与えるとともに、周辺の工作物を遮蔽する効果がある。また、清涼感・静寂感を与える効果も得られている。	
		②動物	緑豊かな環境であるため、四季を通して野鳥が多く生息しており、静寂な中に鳥の音が響いている。
		③周辺環境	史跡内や史跡周囲には大規模な工作物や家屋はほとんどなく、山岳寺院としての雰囲気を感じることができる。
b 社会的要素	①市民の関心	池辺寺跡の遺跡としての高い評価、解明されていない謎、多くの伝承など、市民の関心を高める要素が豊富な遺跡である。	
	②地元の期待	池辺寺跡は地元の信仰心と環境保護・文化財保護の姿勢によって守られてきた遺跡である。地域の貴重な文化遺産として、保存と公開が期待されている。	

	要素の種類	項目	状況
現在の史跡指定地	(2) 本質的価値を損ねる要素		
	a 景観的要素	①植物	史跡内および周囲の植物は、遺跡・見学者に対し利点がある一方で、根が成長することによる遺跡への損害も懸念される。特に竹林の広がりには留意が必要である。また台風などによる倒木や枝の落下も、遺跡へ損害を与える可能性がある。
		②動物	史跡周辺には多くの動物が生息する。近年はイノシシが増え、遺構の石やそれを保護している土のうを動かす。穴を掘り、斜面を崩すこともあり、遺跡に被害が生じている。
		③道路	史跡内を道路が通っている。車両の通行量は少ないが、史跡の地形を変容させており、視覚的にも好ましくない。
		④急崖	史跡北側に、土取り工事で遺跡が破壊され、急崖になっている所がある。崖面及び上位の史跡（遺構）が崩壊する危険がある。
		⑤ブルーシート・土のう	百塚地区C地点では、遺構の養生のため広範囲においてブルーシートと土のうを使用している。景観を大きく損ねるとともに、遺構や地形の保存に対しても長期的には有益でない。
		⑥石の山	石塔の検出時に多量の石が排出され、史跡内数箇所に積んでいる。見学者に遺構の一つと誤解されることが多い。
⑦石垣		A地点では、果樹園造成時の石垣を地形保全のために残しているが、見学者に遺構と誤解されることがある。	
将来の追加指定地	1 本質的価値を構成する要素		
	(1) 歴史的要素	①9世紀代の山岳寺院跡	現在、百塚地区・堂床地区・烏帽子地区・前原地区・金子塔地区において、9世紀代の池辺寺の一部である遺跡が確認されている。山岳寺院としての構成が良く把握できる遺跡である。
		②中世池辺寺の遺跡	馬場上地区・来迎院地区・池の上地区などでは、中世あるいは中世・近世の池辺寺に含まれる遺跡と考えられる。9世紀代の遺構が確認される可能性もある。
		③塔心礎石	堂床地区にある礎石。周囲からは百塚地区と同じ時期の遺物が出土し、瓦も多い。塔跡と想定されている。
		④祭祀遺跡	烏帽子地区・金子塔地区には大型の石積みが複数あり、構造や出土遺物から百塚地区と同じ9世紀代の祭祀遺跡と考えられる。
		⑤参道・連絡路	百塚地区や烏帽子地区に至る道路跡が確認されており、参道や各地区を結ぶ連絡路といった当時の動線がわかっている。
		⑥金子塔	百塚地区の北西約600mの山中にある建武4年建立の石製塔婆。池辺寺の来歴が刻まれている。市指定文化財。

	要素の種類	項目	状況
将来の追加指定地	(1) 歴史的要素	⑦僧坊	烏帽子地区では、掘立柱建物や多くの生活用具としての土器が出土しており、僧坊があった可能性がある。他地区にも僧坊は存在したと考えられている。
		⑧石造物	池の上地区・来迎院地区など各地区に中世・近世の石造物がある。池辺寺に関連するものと考えられる。
		⑨出土遺物	各地区ともに出土遺物が豊富で、土器・瓦ともに9世紀代のもので、古代肥後の編年の軸となる良好な考古資料である。
	(2) 景観的要素	①地形	遺跡は緑豊かな山に囲まれ、山岳寺院らしい景観を呈している。東に開口した谷の奥に百塚地区が位置し、両側の尾根に烏帽子地区・金子塔地区、手前の尾根には堂床地区など関連する遺跡がある。
		②眺望	周辺の高台からは、百塚地区を含めた山岳寺院としての池辺寺跡全景を望むことができる。
		③立地	味生池をはさんで池辺寺跡の対岸には万日山がある。その東側には二本木遺跡群（国府推定地）があり、池辺寺跡とは直線で3km強の近い位置にある。
	(3) 社会的要素	①伝承	池辺寺は、味生池にまつわる「龍と池辺寺」の伝承が広く知られ古くから多くの人の関心をひいてきた寺である。
		②地名	池辺寺に関連する地名がいくつも現存している。池上町および池辺寺の「池」は「味生池」のことである。
		③継承	池辺寺は明治時代初期に廃寺となったが、その後も地元（池辺寺跡財宝管理委員会）において仏像や寺宝類が保存され、法会（観音祭）や普及活動が継承されている。金子塔とそこに至る山道は、地元で清掃や供養などの管理を継続してきた。
		2 本質的価値に関連する要素	
	(1) 本質的価値を支える要素		
a 景観的要素	①植物	追加指定が想定される地区の植生は、主に竹林・植林地・雑木林・雑草地・果樹園・畑である。これらの植生は、現指定地と同様に遺跡に対して風雨や直射日光による損害を防ぐ役割を果たしている。視覚的には、見学者に安らぎを与えると同時に、周辺の工作物を遮蔽する効果がある。また、清涼感・静寂感を与える効果も得られている。	
		②動物	緑豊かな環境であるため、四季を通して野鳥が多く生息しており、静寂な中に鳥の音が響いている。
		③周辺環境	追加指定が想定される地区には大規模な工作物や家屋はほとんどなく、山岳寺院としての雰囲気を感じることができる。百塚地区C地点北側には、木々に囲まれた緑豊かな公園があり、トイレ・ベンチが設置されている。
	b 社会的要素	①市民の関心	池辺寺跡の遺跡としての高い評価、解明されていない謎、多くの伝承など、市民の関心を高める要素が豊富な遺跡である。
		②地元の期待	池辺寺跡は地元の信仰心と環境保護・文化財保護の姿勢によって守られてきた遺跡である。地域の貴重な文化遺産として、保存と公開が期待されている。

	要素の種類	項目	状況
将来の追加指定地	(2) 本質的価値を損なう要素		
	a 景観的要素	①植物	遺跡・見学者に対し利点がある一方で、根が成長することによる遺跡への損害も懸念される。特に竹林の広がりには留意が必要である。また台風などによる倒木や枝の落下も、遺跡へ損害を与える可能性がある。
		②動物	史跡周辺には多くの動物が生息するが、近年イノシシが増え、遺構の石やそれを保護する土嚢を動かし、穴を掘り斜面を崩すこともあり、遺跡に被害が生じている。
		③果樹園・畑	開墾や石垣の構築、車両乗り入れ口の設置などにより地形が変容している。一部遺跡が破壊されている所もある。また、耕作が遺跡にとどいている所もある。
		④工作物	道路・建物・河川・電柱など史跡の環境を損ねる工作物がある。
史跡の周辺域	池辺寺跡は山岳寺院であり、山中の各所に施設が存在し、各施設を核に広範囲に活動していたと推定される。当時の寺域を特定することは容易ではなく、池辺寺跡に関連する遺跡（各地区）とそこから見渡せる範囲で史跡に指定されない区域を「史跡の周辺域」とする。また、史跡の周辺域を構成する要素は、史跡の価値に関連する要素とその他の要素とに分けられる。		
	1 史跡の価値に係る要素		
	(1) 歴史的・社会的要素	①味生池推定地	池の上地区の東側の低地一帯が味生池の推定地である。加藤清正により埋立てられたと伝えられ、現在は水田・宅地になっている。池の範囲の詳細は不明だが、西側のほとり（平川右岸）に同時期の遺跡が確認されている。
		②石造物	周辺域においても五輪塔・板碑などの石造物が点在しており、池辺寺に関連するものと思われる。地元により大切に受け継がれ、供養や管理がおこなわれている。
		③伝世品	仏像・宝物・瓦・文書など池辺寺に関連する多くの品々が、池辺寺跡財宝管理委員会や地元（個人蔵）に残されている。県指定・市指定文化財もある。
		④寺社・旧跡	池上神社・妙林堂跡・平薬師堂などの池辺寺に関連すると思われる寺社・旧跡のうち、史跡に指定されない区域のものや未確認の旧跡があると思われる。
	(2) 景観的要素	①植物	周辺区域の植生は、主に竹林・植林地・雑木林・雑草地・果樹園・畑・水田である。
		②動物	緑豊かな環境のため、野鳥・イノシシなど種類・数とも豊富である。
		③里山の景観	山に囲まれた谷地に住宅が集まり、畑が山に接し、全体的な景観と地形により里山の雰囲気を残している。
	2 その他の要素		
(1) 景観的要素	①工作物	住宅・倉庫・道路・河川・墓・塀・石垣・電柱など多くの工作物がある。	
	②地形	開墾・造成で、旧来の地形が失われたところがある。	